平成２６年（フ）第１５０号
堺市堺区四条通６番５号　２Ｆ
債務者　橋本　勝美
1　決定年月日時　平成26年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第１６号
北海道室蘭市八丁平３丁目38番24号
債務者　田中　孝寿
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第４９号
神奈川県厚木市上依知1334番地１　潮田ハイツ201
債務者　嶋崎　達夫
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２３号
相模原市南区西大沼２丁目14番16号　コーポラス西１―201号
債務者　齋藤よね子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第９６号
兵庫県西脇市和田町634番地の172
債務者　岡崎ひろみ
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２６年（フ）第１１号
香川県高松市上林町827―１　サニープレイスＢ102、住民票上の住所三重県三重郡菰野町大字菰野2548番地
債務者　青山　茂喜
1　決定年月日時　平成26年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第５１０号
福岡市西区周船寺２丁目２番27―101号
債務者　堀　　正三
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２４号
福岡市東区塩浜１丁目１番５―801号
債務者　坂田　紀江
1　決定年月日時　平成26年３月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７０６号
福岡市中央区黒門６番45―810号
債務者　谷川　広明
1　決定年月日時　平成26年３月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７３号
福岡県大野城市筒井４丁目15番１号ＵＲＥＳＨＩＳＯ202号
債務者　鳥巣　良太
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７４号
福岡県大野城市筒井４丁目15番１号ＵＲＥＳＨＩＳＯ202号
債務者　鳥巣　香奈（旧姓乗富）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０７６号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原227番地１シャルマンコート伊賀102号
債務者　赤星　英光
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第６号
福岡市南区大橋２丁目２番１号
債務者　濱田とよ子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９３号
福岡市西区下山門１丁目26番26号
債務者　泉　　健一
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字田中172番地３
債務者　楠田　康子
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２０号
福岡県糟屋郡篠栗町大字若杉376番地208　サンティール若杉101号
債務者　久木田しずか
1　決定年月日時　平成26年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１２３号
福岡県大野城市山田４丁目15番17号フローラル山田201号
債務者　堀川真由美（旧姓小田）
1　決定年月日時　平成26年３月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部